



中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所(台湾)

February 2019

vol. 282

■今月のトピックス

台湾グリーンエネルギー産業発展動向
および日本企業の投資機会

■日本企業から見た台湾

～日商養命酒股份有限公司、
森脇久之代表インタビュー～
20年以上にわたり台湾で愛されている薬酒『養命酒』

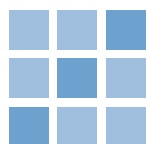
■台湾進出ガイド

会社法改正の概要2

■台湾マクロ経済指標

■インフォメーション

【今月のトピックス】



台湾グリーンエネルギー産業発展動向 および日本企業の投資機会

台湾の新エネルギー政策は2016年蔡英文の総統就任後提出された。2018年にはエネルギーの住民投票運動推進に應えるため、中央および地方の関連する政策や制度の調整・新興産業の市場需要成長に應えるべく、産業投資動向もそれらに合わせて変化している。本稿では「政策」・「価格」・「需要」の各方面から、関連産業や事業投資の方向性を探るとともに、日本企業による投資可能性を提示する。

一、エネルギー資源政策の概況

蔡政権の新エネルギー資源政策は2018年末の「エネルギー資源住民投票」で賛否を問われ、投票の結果《公投法》第30条の規定により、エネルギー資源政策は以下の方向で調整が必要となり、かつ2年以内は住民投票条文内容の変更が不可となった。(1)火力発電量の削減幅を年平均1%達成(2)石炭発電所および発電設備の新設(拡張)を停止(3)電業法第95条第1項「原子力発電設備は2025年までに運転を全面停止する」という文言を廃止する。經濟部も住民投票の要求に應えるため、1月31日に新エネルギー資源政策評価と調整結果を公布した。調整内容のうち、(1)と(2)の要求項目については即時執行協力するが、(3)の要求項目については、法律修正手続は完成しているものの、調整後の新エネルギー資源政策の原則は既存方針を維持しつつ進めていくとした。

一方で、大気汚染に関する議論を通じて環境保護意識が高まりを見せている。地方政府も近年石炭使用許可規制を通じて石炭火力発電稼働時間を削減し、自治条例を制定し再生可能エネルギー・省エネルギー・低炭素都市を目指している。TSMC・Powerchip・Winbondといった大手半導体メーカーによる大規模投資や台湾企業の国内回帰などの流れがあることもあり、将来の電力需要は依然増加していくことが予想される。

成長を続ける電力需要において、火力や原子力発電などの伝

統給電資源には限界がきており、再生可能エネルギーの発展は台湾電力市場のキーとなる。再生可能エネルギーの「固定価格買取制度(FIT制度)」やエネルギー補助サービスルールなどの政策制度の整備やエネルギーマネジメントシステム(EMS)など新興市場の民需発展をもたらすものとなる。

二、再生可能エネルギー市場価格の概況

再生可能エネルギーの発電比率20%という目標達成のため、經濟部能源局では2009年からFIT制度でグリーンエネルギー発電事業への民間企業参入を奨励している。一方で、2019年にFIT審議会は地上設置型太陽光、洋上風力などの重点項目の価格比率引き下げについて1月30日に公布した(下図参照)。地上設置型太陽光発電価格は4.04～4.11元/kW、洋上風力の価格比率は5.52元/kWとなり、当初発表していた下げ幅から投資家との対話を通じて縮小させている。

グリーン電力の販売開放によりFIT以外の取引選択肢を発電業者に提供している。再生可能エネルギー認証のオンラインオークション取引プラットフォーム(https://www.trec.org.tw/certification_trade)が今月13日に運用を開始した。売り手は最低価格を設定し買い手は入札でオークションを進行し、入札価格が同額の場合は先に入札した者を落札者とする。標検局によると、認証販売価格は1,000～2,200元/枚(1,000kWh/枚)が原則として望ましく、台

今月のトピックス

電の既存売電価格が2.5元/kWhであることを考慮すると、認証価値を加算後のグリーン電力価格は3.5~4.2元/kWhとなる。

表 1. 2019 年各種再生可能エネルギー源発電固定買取価格

タイプ	分類	装置容量	買取価格 (元/kWh)	
A	屋上型	1 kW (含)~20kW	5.80 / 5.80 (5.75)	
		20 kW(含)~100kW	4.59 / 4.51 (4.69)	
		100 kW(含)~500kW	4.32 / 4.24 (4.36)	
		500kW (含)以上	4.23 / 4.16 (4.24)	
	地上型	1kW 以上	特高系統未連系	4.11 / 4.04 (4.29)
			特高系統連系	4.56 / 4.48 (-)
	水面型	1kW 以上	特高系統未連系	4.50 / 4.43 (4.69)
			特高系統連系	4.93 / 4.87 (-)
	B	陸上	1kW~30kW	7.88 (8.67)
			30kW 以上	LVRT 有 2.54 (2.77) LVRT 無 2.51 (2.73)
洋上		1kW	20年固定価格比率	5.52 (5.85)
			段階式価格比率	前10年 6.28 (7.12) 後10年 4.14 (3.57)
			20年固定価格比率	5.20 (5.20)
C		区分無	1kW	段階式価格比率
D	AD 無	1kW 以上	2.58 (2.58)	
	AD 有	1kW 以上	5.08 (5.02)	
E	区分無	1kW 以上	2.83 (2.80)	
F	区分無	1kW 以上	3.89 (3.89)	
G	区分無	1kW 以上	2.11 (2.32)	

注：A 太陽光（上半期価格比率 / 下半期価格比率）・B 風力・C 地熱・D バイオマス・E 水力・F 廃棄物・G 海洋エネルギー・水素エネルギーまたはその他：LVRT 運転継続機能：AD 嫌気性消化を含む、() は 2018 年。参考資料：經濟部能源局 (2019)。

三、再生可能エネルギー市場の需要概況

エネルギー資源政策への対応、および企業の社会的責任を果たすべく、国内外の大企業が徐々にグリーン電力購買に名を連ねるようになってきている。例えばGoogleは1月台南市の再生可能エネルギー発電業者とPPA (Power Purchase Agreement)を取り交わした。調達規模10MWで台湾初のグリーンエネルギー小売事例となった。地方政府の低炭素都市自治条例規定を満足させるため、桃園・台中・台南など工業都市の電力使用大口顧客もまた再生可能エネルギー投資に乗り出し、装置容量は少なく見積もっても1,173MWに達する見込みである。《再生可能エネルギー発展条例》により既に「一定規模以上の電気使用契約者が再生可能エネルギー発電ないし蓄電設備を設置するか、許認可済みのグリーン電力を購入する必要がある」との修正が導入予定であり、再生可能エネルギー調達および装置需要は継続して成長していくと予想される。

蓄電やEMSは、発電設備に続くグリーンエネルギー産業の重要なキーとなっている。經濟部は近年、4年で8億元の予算で、様々な再生可能エネルギーによる系統連携への影響シミュレーションを行う大型蓄電システム建設モデルプロジェクトを推進している。科技部も竹北生医サイエンスパークにモデル地区を建

設し検証中であり、台電も離島の発電コスト削減を目的に蓄電システムの建設を計画している。民間ではエルステッドとデルタ電子が協力し、エネルギー貯蔵技術の検討を進めている。

表 2. 台湾大型蓄電システム計画と建設状況

案件	計画内容	主催者	推進状況
高雄市永安	1MWh / 1MW	經濟部 工業技術 研究院	建設済
台中市龍井	1MWh / 1MW		建設済
彰化県	2MWh / - (予定)		今年入札
未定	3MWh / - (予定)		来年入札
竹北生医園區	2.8MWh / 700MW	科技部	落札完了
金門 夏興発電所	10.8MWh / 1.8MW	台電	今年入札
彰化師範大学	1MWh / 1MW	沃旭、台達電	建設中

一方で、EVの発展に伴い、石油化学・電子産業も積極的に蓄電市場に乗り出しており、台湾プラスチックグループが2012年に三井化学と合弁でリチウム電池の電解液を開発後、中国のEVサプライチェーン参入に成功し、今年は工場を拡大し、生産能力を増強するなど、日本企業との協業にも積極的である。長春グループは2017年にリチウム電池電解銅箔のキーとなる素材を開発し、パナソニックが製造するテスラ向け電池に供給した。中油は2018年にTDKと将来のEV電池ブランド開発で協力するMOUを締結。立凱は2018年日本の電子部品・消費財製造大手との長期契約締結を発表し、7,000トンのリン酸鉄リチウムを日本の蓄電システムメーカーに提供している。他にも、石油化学業の大手も傘下のガソリンスタンドを改革し、「スマートグリーンエネルギーガソリンスタンド」を計画している。中でも、中油は1月に嘉義・台南の二か所でモデルステーション(太陽光発電・蓄電・電動スクーター充電・EMS機能を兼ね備え、エネルギーの自給自足を確保)を完成しており、今後2020年までに200か所の完成を見込んでいる。台湾プラスチックのグループ企業のガソリンスタンドも主に太陽光発電と交換式充電ステーションでの発展を計画しており、グリーンエネルギー産業関連の事業機会が増加している。

四、まとめ

エネルギー政策や関連制度の調整に応じていくため、短中期的には再生可能エネルギー装置容量・グリーン電力および再生可能エネルギー認証取引が徐々に成長していくと予想される。また蓄電およびEMSも政府のモデル案件推進・EV発展および伝統産業からの方向転換などの要素により急速に成長しており、それに伴い日台企業協力の機会も生まれている。

(執筆者名:劉人華, j5-liu@nri.co.jp)

20年以上にわたり 台湾で愛されている薬酒『養命酒』

養命酒製造株式会社は1990年から20年以上にわたり台湾で養命酒の販売を続けている。2016年には日商養命酒股份有限公司として駐在員事務所も開設し、台湾でのビジネス拡大に向けて台湾の文化や習慣などの調査を進めている。今回は、養命酒製造株式会社の台湾での事業内容について台湾辦事處の森脇代表者を訪ねお話を伺った。



日商養命酒股份有限公司 森脇久之代表

台湾で事業を始めた経緯

養命酒は1602年に創製された薬酒で、以来400年以上に渡って製造販売を続けてきました。1923年に全国販売に向けて会社組織として、1951年から養命酒製造株式会社としています。養命酒は自然の生薬の薬効成分が溶け込んだ薬酒で、毎日の暮らしの中で少しずつ飲んでいただき、体を本来の健康に導くものです。経営理念としても「生活者の信頼に応え、豊かな健康生活に貢献する」を掲げ、その実現に向けて国内にとどまらず、海外でも長年にわたり養命酒を販売してきました。海外展開を最初に始めたのは香港で、1960年代に輸出を始めています。その後、マレーシアとシンガポールには1970年代に販売を開始しています。台湾では1990年から輸出を開始しており、25年以上になります。当初はお酒として輸出をしていましたが、2001年に乙類成薬の認可を取得し、以降は医薬品として輸出・販売を行っています。海外展開を始めた経緯としては華僑の代理店からのアプローチをきっかけとするケースが多いように思います。もともと華僑圏では、自宅で薬酒を作る文化がありました。自ら生薬を買ってきてお酒につけこんで飲むという文化です。食事でも漢方を

取り入れた食習慣があり、養命酒を販売するための土台がありました。

基本的に海外は輸入代理店を通したビジネスを行って来ており、現地でのマーケティングを強化する目的で、2016年4月に台湾駐在員事務所を開設しました。台湾でのビジネスは海外の中ではまだ短いのですが、それでも養命酒を飲んでいただいている量がまだまだ少ないということ、台湾は人口が多く親日といった環境もあるためさらに拡大の機会があると考えています。今は販売代理店、広告代理店などと協力しながら台湾現地に根付いたマーケティング、販売を模索しています。

台湾での活動について

台湾での活動としては、台湾の消費者がどういう風な生活をしているのか、どういう風な生活習慣を持っているのかなど調査・情報収集をすることをメインとしています。実際に台湾に来てまず感じたことは、消費者がアルコールに抵抗をもっているようにみえたことです。特に女性の年配の方に抵抗がある方が多かったのが意外でした。ほかには薬に対する規

日本企業から見た台湾

制やお酒に対する規制も厳しく設定されているため、商品説明や広告の出し方などなかなかこちらの意図したことができないということもわかってきました。例えばお酒として輸出していた時期は薬ではないため効果効能について広告でアピールすることはできませんでした。医薬品としての許可を取つてからは効果効能をいうことができるようになりましたが、広告ではすべて事前審査が必要で、認可された効果効能しか広告できないといったことがあります。

台湾の消費者を調べる中でわかってきたこともあります。養命酒は1日のうち、食前と就寝前で3回飲む方法が最も効果があるといわれています。台湾では冬の冷え症に悩んでいる女性の方が多く見られたため、就寝前に体を温めることや冷え症の解消という訴求をすることで、60歳以上だけでなく30代や40代の女性にも飲んでもらえるようになってきました。もともと寒いときに薬酒を飲むという習慣があったため、プロモーションでうまく浸透しました。次に夏場にどのように飲んで頂くかという点が課題となり、胃腸虚弱への対策としてプロモーションを進めています。このように台湾現地の消費者に寄り添いながらプロモーションを日々考えています。

小売企業様と一緒に何か取り組みができないかという情報交換も進めています。ただ、日本でよく行われている小売様とメーカーと一緒に需要を掘り起こすような取り組みはまだ台湾では実現できていないため、これからの課題をして取り組んでいきたいと考えています。

他に取り組みとして力を入れているのは健康セミナーです。医師などを講師に招いた健康についてのセミナーに対して協賛をしています。銀行などのサービスの一環や、地区ごとのお年寄りのコミュニティで話をするというものです。体操をしたりご飯を食べたりする養老院のようなところがあるのですが、そこで講師に話をさせて頂いています。台湾の方は健康に対しては非常に興味関心が高いため参加していただける方は多いですし、直に消費者の方が見えるため、こういった取り組みは重視していきたいと思っています。

台湾での養命酒の知名度は90%以上と高いのですが、購入いただける割合は低い状況です。養命酒の効果・効能やいつ飲むのかなどの情報はまだ伝わっていないと感じています。名前だけは知って頂けていますが中身について知らないという方が多いため、これからは直接コミュニケーションをとることも必要になってくるのではないかと考えています。台湾では口コミの効果も大きいので、さらに利用者を広げていくための方法を考えていきたいと思っています。

ありがとうございました。

日商養命酒股份有限公司の基本データ

会社名	日商養命酒股份有限公司
代表者	森脇 久之
設立	2016年
事業内容	(1)薬用養命酒の拡売サポート業務 (2)市場調査、情報収集

注)2019年1月の情報による
出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理



会社法改正の概要2

会社法の改正案が2018年7月6日に立法院において第三読会を通過した。改正条文は148カ条にのぼり、最近10年で最大の改正となっており、行政院命令により2018年11月1日から施行されている。今月は改正のうち、イノベーション事業に優しい環境の創出にかかわる内容について紹介する。

改正項目	概要
企業の社会的責任(CSR)の明文化(1条2項)	<ul style="list-style-type: none"> 会社法1条は、会社が営利を目的とする社団法人と定義している <ul style="list-style-type: none"> ▶しかし、社会的利益に有利な活動は、必ず営利の目的・株主の利益に合致するものではなく、経営陣が営利を犠牲にして会社の資源を公共利益に資する活動に投入させることができるのかという疑問があった 改正法では、会社は業務を営む際に法令及び商業倫理規範を守らなければならない、しかも社会的責任を尽くすため公共利益を促進する行為を行うことができることを明確化
発起人の株式譲渡制限の撤廃(163条)	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、発起人の株式は原則として会社設立してから1年以内に譲渡できないという制限があった 改正法は、株式自由譲渡原則に鑑み、及び新規事業を行う意欲を高めるため、当該制限を撤廃した
株式発行の要否は会社が決定可能(161条の1)	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、実収資本金が一定の金額(新台幣元5億)以上の場合には株式の発行(株券の作成及び交付、又は振替株式で株式を交付)が必要 改正法は、実収資本金という基準の代わりに公開会社・非公開会社という基準を採用。非公開会社では株式を発行するかどうかは会社の判断次第
株主としての議決権の共同行使(175-1条)	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、非公開会社でも信託又は契約書の合意に基づく株主総会での議決権の共同行使が有効となった(旧法上は閉鎖型会社のみ)
種類株式の充実(157条)	<ul style="list-style-type: none"> 内容 <ul style="list-style-type: none"> ▶複数議決権 ▶特定事項への拒否権のある株式(黄金株) ▶取締役及び監査役の選任禁止または制限、一定人数の取締役選任権のある株式 ▶転換権付特別株式の発行可能 ▶特別株の譲渡制限が可能
額面株式及び無額面株式(156条、156条の1)	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、閉鎖会社「以外」の会社は額面株式の発行義務 改正法では、額面株式と無額面株式のどちらを発行するかは会社が決定できる <ul style="list-style-type: none"> ▶額面株式と無額面株式が同時に存在することはできない 発行した額面株式は株主総会の決議で無額面株式へと変更できるが、無額面株式から額面株式へと変更できない 公開会社は不適用
資金調達方法の充実：私募の対象となる社債の範囲の拡大(248条、248条の1)	<ul style="list-style-type: none"> 私募の対象となる社債が、旧法上は普通社債のみであったが、改正法では転換社債及び新株引受権付社債にまで拡大された 董事会の特別決議及び株主総会の決議が必要
剰余金配当時期の柔軟化(228条の1)	<ul style="list-style-type: none"> 剰余金配当は原則的に年に一回とされたが(228条)、株主の投資利益を高めるため、定款により四半期ごとに又は半年ごとに配当できるようになった 第1から第3四半期又は前半年の剰余金配当は董事会の決議が必要とされるが、株主総会の決議が不要 剰余金配当は新株発行によるである場合は、株主総会の決議も必要
奨励手段の実施対象の子会社等への拡大(1)	<ul style="list-style-type: none"> 旧法では、会社の奨励手段(incentive measures)は同会社の従業員のみ適用可能 <ul style="list-style-type: none"> ▶実務上、企業集団は経営管理の需要に基づき、研究開発、製造、マーケティングなどの機能別の会社を設立することは多い。グループ従業員への奨励を一致させ、しかも人材の確保のため、奨励手段の実施対象を柔軟化する必要がある 改正法では、定款に記載がある限り、奨励手段の実施対象を支配又は従属関係のある会社に拡大することが可能となる
奨励手段の実施対象の子会社等への拡大(2)	<ul style="list-style-type: none"> 適用可能な奨励手段 <ul style="list-style-type: none"> ▶金庫株(167条の1)、株式予約権(167条の2)、利益配当(235条の1)、新株引受権(267条)、制限型株式(267条)

台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (億米ドル)				物価年増率(%)		為替レート				
	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)		総金額	日本	輸出	年増率(%)	輸入	年増率(%)	貿易収支	年増率(%)	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD	
2014年	15,529,606	4.02	6.83	5,751,213	548,763	3,200.9	2.8	2,818.5	1.4	382.4	14.4	-0.56	1.20	30.37	105.94	
2015年	15,654,835	0.81	-1.16	4,782,003	453,397	2,853.4	-10.9	2,372.2	-15.8	481.2	25.8	-8.85	-0.30	31.90	121.04	
2016年	15,875,635	1.41	1.91	11,026,234	346,875	2,803.2	-1.8	2,305.7	-2.8	497.5	3.4	-2.98	1.39	32.32	108.79	
2017年	12月	4,307,027	3.42	4.31	1,400,843	25,477	295.0	14.8	233.7	12.2	61.3	26.2	0.31	1.22	29.98	112.95
2018年	1月			9.55	365,425	57,425	273.8	15.3	247.0	22.0	26.9	-23.4	-0.73	0.89	29.44	110.77
	2月			-5.22	905,230	741,273	223.6	-1.2	192.9	0.0	30.7	-8.6	-0.21	2.20	29.31	107.90
	3月	4,003,356	3.10	5.83	974,424	28,337	299.9	16.7	239.8	10.4	60.1	51.3	0.58	1.59	29.22	106.00
	4月			9.35	225,059	11,745	267.3	10.0	225.6	4.9	41.7	49.9	2.48	2.00	29.39	107.52
	5月	4,110,759	3.30	7.86	317,883	50,135	291.2	14.2	247.1	12.0	44.1	27.9	5.58	1.75	29.88	109.70
	6月			0.83	211,127	36,069	282.4	9.4	230.3	15.4	52.1	-11.0	6.66	1.40	30.08	110.03
	7月			5.33	3,000,502	91,849	283.6	4.7	260.9	20.3	22.8	-57.9	7.04	1.76	30.57	111.42
	8月	4,230,854	2.28	1.53	548,251	80,127	282.8	1.9	237.5	7.8	45.3	-20.9	6.78	1.54	30.73	111.06
	9月			2.02	645,723	18,482	296.2	2.6	252.8	13.9	43.4	-34.9	6.29	1.72	30.76	111.95
	10月			9.31	798,440	54,995	295.5	7.3	262.1	17.6	33.4	-36.6	5.72	1.17	30.90	112.78
	11月			2.49	508,476	150,670	277.8	-3.5	231.1	0.9	46.7	-20.7	3.03	0.30	30.86	113.38

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

2019年台湾メディカルヘルスケア見本市 (MEDICAL TAIWAN 2019)

概要

Medical Taiwanは、昨年まで個別の展示会として同時開催されていた「台湾国際医療見本市 (Medicare Taiwan)」と「台湾国際シルバーヘルスケア見本市 (SenCARE)」とを新たに統合した台湾国内唯一の医療器材及びヘルスケア関連の展示会である。「医療」「健康」「介護」を三大テーマとするヘルスケアエコシステムの「健康管理」「高精度診断」「長期介護」各分野での対応状況を紹介します。またスタートアップラボビレッジ (MED Startup Lab Village) 展示セッションが新設され、台湾の精密機械加工技術とICT分野の優位性を活かした最先端デジタル医療も紹介する。詳細は右記サイトまで：https://www.medicaretaiwan.com/zh_TW/index.html

日時

■2019年6月27日(木)～6月30日(日)

出品物及び 展示テーマ

■医療器具(病院設備・IT設備・整形設備用品)・実験器具及びバイオ試験設備・補助器具(車椅子・電動カート及び部品等)・手当て用品及び消耗材・保健用品及びリハビリ用品(年配者用品・理学療法・個人用健康用品及び器材)・診断器具及び設備・消毒滅菌器具及び設備・歯科・整骨科用器材及び設備・外科手術器具・救急設備・医学図書及び教育設備・バイオ医薬品・病院建材商品・医療ロボット・ウェアラブルデバイス・医療クラウドプラットフォーム・医療サービスアプリケーション・携帯補助器具・家庭用品及び建材・事故防止用品・入浴用品・診断器具・通信器具・自宅介護及び介護サービス・位置測定システム・遠隔ケア・健康食品・栄養補助食品・レジャー・スポーツ・美容

展示会場

■世貿一館(台北市信義路五段5号)

主催

■主催：中華民国対外貿易発展協会 (TAITRA)

お問合せ及び 資料請求

■台湾貿易センター (TAITRA) 東京事務所
TEL: 03-3514-4700 FAX: 03-3514-4707 E-mail:tokyo@taitra.gr.jp
■中華民国対外貿易発展協会 (TAITRA)
TEL: 886-2-2725-5200 (展五組 吳小姐 内線2852 E-mail: medicaltaiwan@taitra.org.tw)

■ジャパンデスク連絡窓口 (日本語どうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部 投資業務処

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当: 張倫嘉 ext.221

野村総合研究所(台湾)

台北市敦化北路168号10F-F室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当: 伊豆陸 ext.132 / 莊雅喬 ext.150 / 諸橋洋子 ext.123 / 田中俊一 ext.135

野村総合研究所 コーポレート イノベーションコンサルティング部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

TEL: 080-5689-5783 (直通)
担当: 杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所(台湾)宛にお願い致します。